

他の市区町村への転籍について

転籍届の届出人は筆頭者と配偶者（配偶者がいなければ筆頭者のみ）です。また、以下のような便利なこと、留意することがあります。

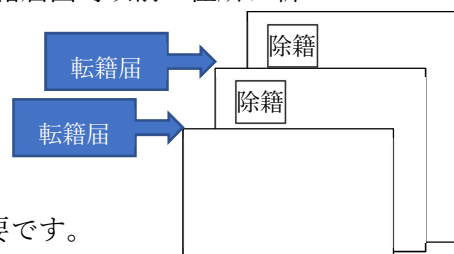
なお、本籍地は住所地と同じでなければいけない、誰も居住していない場所だからといって動かさなければならないということはありません。

【便利なこと】

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）や附票、破産や後見登記の通知を受けていない旨等の身分証明書は本籍地で発行されるため、居住地と同じところにとると取得しやすい。

【留意すること】

- ① 転籍されると転籍前の戸籍は除籍となり、新本籍地で新たに戸籍を作ることになります。転籍時にすでに除籍になっている方（婚姻した方、死亡した方等）は、転籍後の戸籍には記載されません。在籍者の身分事項についても内容によっては転籍後の戸籍に記載されない事項（離婚事項等）があります。
- ② 相続手続きが発生した際には、被相続人（死亡された方）の出生から死亡までの連続した戸籍の証明書が必要となる場合があります。転籍前の戸籍証明書も必要になります。転籍した回数が多ければその分必要となる戸籍証明書も増えます。
- ③ 戸籍の附票（住民票の異動履歴）は戸籍とともに編製されますので、転籍届出時以前の住所は新しい戸籍には記載はされません。



（参考）本籍地を変更した際に手続きが必要なものの例

- ・運転免許証…本籍地記載の住民票の写しを持って警察署等で手続きが必要です。
- ・パスポート…本籍地の都道府県名が載っているため、都道府県が変わる場合は手続きが必要です。
- ・国家資格証…本籍地の都道府県名が載っているため、都道府県が変わる場合は手続きが必要です。

（参考）手数料 ※豊中市の場合

戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄抄本）…450 円

除籍の全部・個人事項証明書（除籍謄抄本）…750 円

※※※本籍地が遠方で、証明書の取得が大変だからという理由で転籍をお考えの方へ※※※

マイナンバーカードをお持ちで、本籍地の市区町村が対応していれば戸籍全部事項証明書はコンビニで発行することができます。下の QR コードから本籍地の市区町村の状況を一度ご確認ください！

また、令和 6 年(2024 年)3 月 1 日より、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍全部事項証明書が発行できるようになりました（本人等請求に限る）。

